

な措置、その他不可抗力による場合。

④当社の案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せず留学プログラムの継続が不可能となった場合。

⑤申込者が本約款に違反した場合。

⑥当社は、渡航後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、留学費用その他当社にお支払い済みの費用は返金されません。

⑦受入機関等の事情により、授業内容や日時、滞在先の種類や条件、コース参加の条件、費用、などが変更された場合。

⑧学内外での活動や生活・スポーツ等に従事して起きた事故や疾病などの損害。

⑨申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。

⑩その他、当社の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第12条 特約の追加

1、当社が必要に応じ、約款を変更することなく、特約規定を設ける場合があります。特約は約款に優先するものとし、特約に定めない事項については当約款に従うものとします。

第13条 個人情報の取扱い

1、個人情報の取り扱い

弊社における個人情報の取り扱いは個人情報保護方針に基づいて行われます。

2、個人情報とは

留学手続サポートをご利用いただくにあたり、利用者個人に関する氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により利用者個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に利用者個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

3、個人情報収集の目的

当社では、以下の目的で個人情報を収集し利用いたします。情報の全部または一部をご提供いただけない場合は、当社が提供するサービスをご利用になれないことがあります。また、ご提供いただいた情報は返却いたしません。

①留学カウンセリングサービスに付随する資料等の発送

②入学する学校ならびに宿泊機関等への手続代行業務

③留学参加後のご意見やご感想の提供のお願い

④個人を特定できないように加工した利用状況や統計データの作成

4、個人情報の管理について

当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面及び組織面において必要な安全対策を継続的に講じよう努めています。また、弊社は個人情報の保護に関する法令、業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

5、個人情報の第三者への提供

利用者の個人情報について、利用者本人の同意を得ずに第三者へ提供することは原則いたしません。ただし、下記の場合は、関係法令に反しない範囲で、利用者の同意なく利用者の個人情報を開示することができます。

①利用者が第三者に不利益を及ぼすと弊社が判断した場合。

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

④裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合

⑤利用者本人から明示的に第三者への開示または提供を求められた場合

⑥法令により開示または提供が許容されている場合

⑦その他利用者本人へサービスを提供するために必要であると弊社が合理的に判断した場合。また、以下の場合に個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないこととします。

- 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

6、外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報

を預託することがあります。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

7、個人情報に関するお問い合わせについて

利用者の個人情報については、第三者から問い合わせを頂いても一切お答えできません。但し、警察・税関等の公共機関より、正式な書面をもって情報開示の請求があり、その理由が一般常識に照らして正当と判断される場合はこの限りではありません。

8、個人情報の変更および訂正について

登録時に提供された個人情報に関する権利（開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権）は、ご本人からの要請であることを確認し、遅延なくおこないます。

9、サーバーの不正アクセス対応について

当社は個人情報を管理するサーバーへの外部からの不正アクセスを防ぐために最善の処置を施しております。

10、個人情報に関する相談、苦情、開示請求については下記までお問い合わせください。

株式会社毎エデュケーション

個人情報管理者

電話03-6267-4188

E-mail: overseas@myedu.co.jp

第14条 約款の変更

1、当約款は当社の事情または法令に従うために変更することができます。

第15条 約款の発効

1、当約款は2021年4月1日をもって発効します。

第16条 裁判管轄

1、当約款に関する訴訟については東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

【重要事項】プログラム申込み前に必ずお読みください

ビザについて

①90日以内の滞在はビザが不要です。留学期間が90日以上の場合、停留ビザを取得して渡航します。日本で取得できるのは60日もしくは90日のビザ（領事判断によります。）となり、現地で延長手続きを行っていただきます。

②ビザの申請には銀行の残高証明書が必要となります。詳細は各担当カウンセラーより該当するお客様にご案内させていただきます。

留学ビザを取得してから留学として渡航する間に、ビザ取得国（留学される国）へ渡航してしまうとビザが使われてしまい、実際に留学として渡航する際にはビザが無効となってしまいます。ビザを取得してからのビザ取得国への渡航はお控えください。

また、ビザ取得後、申請した学期の入学時期はより早く入国してしまうと延長手続きがかかる前にビザがきれてしまう可能性がございますのでご注意ください。

年齢制限について

台湾の大学では年齢制限を設けていない学校が多いですが、健康診断書の提出を求められたり、寮滞在については制限を設けられる場合がございます。

お申込み後の変更について

現地受入機関によっては、費用や日程、提供される研修内容などが申込み後に確定したり、渡航してから現地事情により予告なく変更されることがあります。受入機関より新たな案内があった場合はその案内に従うようお願い致します。また、予期せぬ突然の休講などにより授業が受けられない場合があっても、長期にわたる休講など以外は基本的には授業などの返金はしてもらえません。

学生寮の確保について

台湾、特に台北では語学留学生に寮を提供していない学校が多いです。提供している学校でも予約方法は学校により異なり、ご希望のお部屋が取りできない場合もございます。お部屋の確保は学期開始の1ヶ月前を目安に確定します。（学校によってはもう少し間際になることもあります。）

授業の出席について

学期中の欠席が所定の日数を超えるとビザが延長出来なかった、ビザの有効期限が早められたりすることがございます。体調不良や特段の予定がない場合は出席するようこころがけましょう。

海外からのお申込みについて

海外に在住のお客様のお申込みも承っておりますが、基本の書類発送などは日本のご住所になります。日本にご家族がいらっしゃる場合、もしくは全てデータでのやり取り（メール）及びネット送金が可能な場合となりますので予めご了承くださいませ。通常必要のない手続きが発生した場合は、通信費として別料金が発生致します。

留学にあたっての心構えについて

①海外留学においては、留学先の機関や滞在先において、ただ授業や宿舎を提供するだけではなく、現地の文化・生活の体験、相互理解・国際交流の促進などを趣旨としています。現地の生活様式や習慣、その国の法規、受入機関のルール、各家庭の生活様式や習慣を尊重し、日本の生活や習慣と異なっていたとしても、最大限受入れて生活する努力をしましょう。

②留学前に抱いていたイメージや、友人や家族、インターネットなどからの情報で得た知識や情報については、現地に渡航後、必ずしも同じとは限りません。多少の不満や不自由でさえも受入れてみる努力や多少の我慢や忍耐なども不可欠です。そうした不自由さや困難、それらを自分自身で解決していく力を養うことも留学の大事な学びとなります。ぜひご自身の視野や考え方を広げ、遅しく成長できるよう柔軟な姿勢で臨んでください。

③個人での留学は、学校の修学旅行や団体研修とは異なり、すべて「自己責任」の考え方をしっかりと理解して臨んでください。受入機関や滞在先は、それぞれの責任において独自に運営していますが、参加者は受入機関のルールに従い自らの責任で行動して下さい。盗難や事故などもいわば自己責任と言えます。また先生や学校に不満があったとしても、それはご自身が選択した学校やプログラムです。後悔したり誰かを責めるのではなく、そんな環境においても最大限楽しめるよう考え方や見方を変えて充実させられるよう努力することは非常に大切です。

④現地では様々な問題が発生するでしょう。しかし現地で生じた問題はできるだけ現地で解決してくるようにしてください。帰国後に持ち帰ることをせず、その場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようにして下さい。お手伝いや助言が必要な場合はもちろん当社のカウンセラーなどにもご相談ください。

⑤現地渡航後、特に未成年者のお子様については、親御さんにとっては現地での様子がわからず大変心配をされると思います。実際の生活や現場がわからないことで、お子様の不安や悩みを過剰に心配されたり、大きな問題のように思えてしまうなど、過剰反応をしてしまうことがあります。

何か問題や悩みがあった場合、まずは受入れ機関のアドバイザーや当社留学カウンセラーなどにまず相談してみましょう。その上で親御さんへのご報告や助けが必要な状況でご連絡等するようにしてください。